

け出たら重大な医療過誤が疑われ、業務上過失致死罪に問われる。医師は八方塞がりであります。純然たる過失のない不可抗力であっても、たまたま重篤な合併症や死亡事例に遭遇したことで逮捕されるようでは必要な医療を提供できず、大きな国家的・国民的喪失となります。消極的・防衛的医療にならざるを得ず、このような逮捕は萎縮医療を促進させ、医療の平等性・公平性のみならず医療・医学の発展そのものを阻害します。若い医師は事故の多い診療科の医師になることを敬遠しており、ますます医師は偏在することになります。・・・

## ⑩ 日本医師会 医療事故責任問題検討委員会「医療事故に対する刑事責任のあり方について」(平成19年5月)

・・・警察へ積極的に届け出ること、決して医療不信を払拭することにはならない。むしろ、医療に関連する異状死が生じた場合、先ず第一に患者・家族にそれを説明したうえで、医療の監督責任官庁たる厚生労働省またはその関連機関へ報告し、透明性が確保された中で専門官庁が事実関係、事故原因を究明することが重要である。・・・

次に、現在の医療界に著しい混乱と不安をもたらした運用実態にかんがみると医師法21条をどのように改善すべきかが喫緊の課題である。何もしないままで10年前の運用に戻すのは難しい。したがって、当委員会は、医師法21条の改正を提言する。医師法21条は、自然死以外の死亡について、死亡確認した医師の警察への届出を定めた規定であり、そのことの履行が担保できれば十分である。この点については、自然死以外の死亡であることを確認しながら、自然死であることを内容とする死亡診断書を作成・発行すれば、虚偽診断書等作成罪にあたり、3年以下の禁錮まで含めた厳しい刑罰が用意されている。したがって、この点を医師に周知徹底することが先決である。そのうえで、医療関連死の場合には、まず原因究明および医療安全のための再発防止を図ることを主要な課題として、所轄警察署ではなく、医療安全を管轄する厚生労働省主管の保健所に届け出ることができるようにする。保健所が登場することは重要な意味をもつ。本来、医療行政の機関として保健所は重要な役割を担っており地域に根ざしたものであるからである。・・・

### ●提言 I 医師法21条の改正

医師法21条「医師は、死体又は妊娠四月以上の死産児を検査して異状があると認めるときは、二十四時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。」の本文に、次の但し書きをつける。

「ただし、医療に関連する死亡の場合には、保健所への届出をもってこれに代えることができる。」